

山梨県立北病院 建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要 (○印・●印は、●印の付いたものを適用する。)
業務名称 災害備蓄倉庫新築設計監理業務委託
(業務範囲 ●基本設計と実施設計 ○実施設計のみ ○基本設計のみ)
計画施設概要

- (1) 施設名称 山梨県立北病院
(2) 敷地の場所 韮崎市旭町上條南割 3314-13
(3) 施設用途 病院
平成 21 年建設省告示第 15 号別添二建築物の類型第十号用途等 1 類

設計と条件

- (1) 敷地の条件
a 敷地の面積 68,848.14 m²
b 用途地域及び地区の指定
1) 用途地域 指定なし
2) 防火地域 指定なし
3) その他地区等

- (2) 施設の条件
a 施設の延べ面積(計画面積) 27 m²
b 主要構造(主たる建物) S造、地上1階
c 耐震安全性の分類
「官庁施設の総合耐震計画基準」による耐震安全性の分類は、以下のとおりとする。

- 1) 構造体 II類
2) 建築非構造部 A類
3) 建築設備 甲類

- (3) 建設の条件
a 想定工事費 6,100 千円(税込み)
b 建設工期(予定工期) 令和7年8月～令和7年12月

(4) 設計と条件については、関連する対象法令による他、次により該当するもの。

- 基本構想または基本設計(貸与する)
 - 設計委託条件整理表(貸与する)
 - 地質調査結果(貸与する)
 - 地盤状況 ○液状化 ○ A ○ B ○ C ○ D ● E
 - 地盤卓越周期ランク ○ 0 ○ 1 ○ 2 ● 3
 - 東海地震対策・予想震度地表最大加速度 151～200 Gal
- ・その他設計の条件となる事項については報告書にまとめて監督員に提出し、その確認を受けること。
例 省エネルギー地域区分
積雪深度
前面道路の幅員
都市計画道路の計画の有無

II 業務概要

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「建築設計業務共通仕様書」による。

なお、建築士法第24条の7に基づく重要事項の説明について別紙様式に記入のうえ、発注者に説明を行うこと。

1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載されていた特記事項の中で、○印・●印のついたものを適用する（以下同じ）。

2 電子納品

本業務は電子納品対象業務と

○ する

● しないが、製図はCADで行い、電子納品と同様な取り扱いとし、提出を行うこと。

電子納品対象業務とする場合の共通仕様書に基づく各書面に対する署名又は捺印は、成果物であるCD-Rのラベルに直接署名又は捺印を行うことで、これに代えることができるものとする

3 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、下記の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお「管理技術者等」とは、管理技術者・担当技術者・建築設備資格者を総称している。

（1）管理技術者の資格要件は次による。

管理技術者については、下記の資格及び経験を有するものとする。また、設計方針・趣旨および意図を的確に把握するとともに、高度な技術能力開発及び経験を有する者とする。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- 建築士法施行規則（平成13年国土交通省令第135号）による建築設備士又は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- 技術士相当、または大学卒業後18年以上の実務経験相当
- 大学卒業後、13年以上の実務経験相当
- 大学卒業後、8年以上の実務経験相当
- 大学卒業後、5年以上の実務経験相当

の能力を有すること

（2）担当技術者の資格要件は次による。

担当技術者については、下記の要件を満たすものとする。また、設計方針・趣旨及び意図を的確に判断するとともに、技術能力及び経験を有する者とする。担当技術者の中から、建築（意匠及び構造）、電気設備、機械設備の各部門ごとの責任者として主任担当技術者を1名ずつ選定し配置する。

- 技術士相当、または大学卒業後18年以上の実務経験を有すること。
- 大学卒業後、13年以上の実務経験相当
- 大学卒業後、8年以上の実務経験相当
- 大学卒業後、5年以上の実務経験相当

4 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数
平成27年1月以降の同種又は類似業務の実績
平成27年1月以降に担当した官公庁発注の業務実績及び手持業務の状況
- (2) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数
平成27年1月以降の同種又は類似業務の実績
平成27年1月以降に担当した官公庁発注の業務実績及び手持業務の状況
- (3) 担当技術者の分業務分野、所属、氏名、生年月日、保有資格、実務経験年数
平成27年1月以降の同種又は類似業務の実績
平成27年1月以降に担当した官公庁発注の業務実績及び手持業務の状況
- (4) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
(協力者がある場合)
- (5) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数（建築、構造、電気及び機会以外に分担ぎよむ分野がある場合）
- (6) 業務実施工程表
- (7) 業務体制表

5 設計業務の範囲

- (1) 一般業務の範囲
 - a 基本設計
 - 建築（意匠）基本設計
 - 建築（構造）基本設計
 - 電気設備基本設計
 - 機械設備基本設計
 - b 実施設計
 - 建築（意匠）基本設計
 - 建築（構造）基本設計
 - 電気設備基本設計
 - 機械設備基本設計
- (2) 追加業務の内容及び範囲
 - 建築積算業務
積算数量計算書の作成、積算数量調書の作成、複合単価等の作成等
 - 電気設備積算業務
 - 機械設備積算業務
 - 確認申請手続業務（関係資料及び申請書作成業務は一般業務に含む。）
 - 関係法令等に関する各種申請書類の作成及び手続業務

6 業務の実施

- (1) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- (2) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- (3) 監督員との打ち合わせは適宜行い、その内容を書面により共有すること。
- (4) 成果物の提出については、監督員と協議のうえ、指定された日時に指定された場所へ提出する。なお、成果物提出一覧表を作成し、業務で要求されたものが納品されることを、発注者と納品者の双方で確認できるようにすること。
- (5) 提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。